

不利益処分の処分基準

処 分 名	三の倉市民の里の入場の制限		
根拠例規及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第22条		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>条例第22条に定めるところによる。</p> <p>条例第22条 指定管理者は、次に該当する場合に入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他市民の里の管理上支障があると認められる者</p>	
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日
備 考			